

公益財団法人日本セーリング連盟

連盟マークの使用規程

第1条 (目的)

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が所有する連盟マークを連盟のすべての事業活動に使用するほか、連盟の活動に協賛し支援する目的で加盟団体、特別加盟団体および連盟に会員登録するその所属会員が、連盟マークを適切且つ有効に使用、管理できるよう、その取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 (連盟マークの定義)

この規程で言う連盟マークとは以下のものを言う。

- (1) バージー (船頭旗)
- (2) 連盟エンサイン (連盟旗)
- (3) 連盟のロゴ、英文の連盟ロゴマーク

第3条 (連盟マークの使用方法)

連盟マークは連盟を象徴するものとして適切に使用し、そのデザインを変更して使用してはならない。

- 2 使用に際しては、ロゴマークと連盟ロゴは原則として一体のものとして使用する。
- 3 加盟団体等のロゴと併用して使用する場合は、連盟ロゴを優先する。
- 4 連盟ロゴのカラーは指定のものを使用する。
- 5 連盟の許可なしに連盟のマークを使用してはならない。

第4条 (連盟マークの使用許可申請)

加盟団体、特別加盟団体、および連盟に会員登録をしたその所属会員において連盟のマークを使用しようとする場合、所定のマーク使用許可申請書を連盟に提出し、その許可を得なければならない。

第5条 (見本の提出)

連盟マーク使用に関する許可申請に際しては、取り扱い物件の見本一部もしくはその企画書を提出しなければならない。

第6条 (使用申請免除事項)

第4条に関わらず次の各号に該当するときは、連盟の承認なしで連盟マークの使用ができる。

- (1) 連盟が主催、もしくは共同主催する競技会関係に関して認知を徹底する為に使用する場合。
- (2) 加盟団体等が作成する無償で交付される、少数の記念品等に加盟団体等の固有のロゴマークと分離併用して使われる連盟のマーク。
- (3) 加盟団体等が作成するヨットの歴史、記録等、ヨットに関する啓発の目的で出版される著作物、団体の会員名刺等に団体固有のロゴマークと分離併用して使われる連盟のマーク。
- (4) 加盟団体等が、一般のヨットに関する理解、普及を目的として非営利で主催する講習会、インターネットホームページ等に団体固有のロゴマークと分離併用して使われる連盟のマーク。
- (5) 連盟のメンバー登録をした加盟団体等の会員が、その所有する艇およびその装備品もしくは個人装備品に限って使用する連盟マーク。

第7条 (許可の取り消し)

連盟マークの使用が許可条件に反すると認めた場合、およびその使用が連盟に相応しくないと判断される場合には、当該許可を取り消すことが出来る。

- 2 これにより許可を取り消されたものは、当該許可における物件を使用してはならない。

第8条 (加盟団体、連盟登録会員以外の使用について)

加盟団体、特別加盟団体および連盟登録会員以外の使用については、賛助会員のみに対し申請により認めることがある。

第9条 (使用料)

営利目的で連盟のマークを使用する場合、その使用料は取扱商品の市価総額の5パーセントを基準とし、納入時点で総額を連盟に納付するものとする。

第10条 (著作権)

連盟は、連盟主催もしくは他の団体と共同主催する競技会ならびにイベントに関する全ての著作権を所有し、新聞社、雑誌、テレビ局その他全てのメディア関係社(者)に対して有料・無料で取材の許可を与える権利を有する。

- 2 この権利は、主催団体との間で締結される主催契約書において変更できることとする。但し、その場合においても、連盟はその著作権の使用に関し、連盟の直接関与する、「J-Sailing 誌」、「JSAF ホームページ」その他の機関誌に掲載する権利、ならびに報道に関する一切の権限を有することとする。

第11条 (補則)

連盟が発行する名刺の運用については、別途基準を設けて作成する。

附則

1. この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成24年12月 8日から改訂施行する。